

福祉・介護職員等処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定するにあたって職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等によって公表することとなっておりますので以下の通り公表します。

○処遇改善加算対象事業

医療型所障害児入所施設、療養介護、短期入所、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

当該加算算定においては、以下の４つの要件を満たしている必要があります。

1. キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴを満たしていること。
2. 月額賃金改善要件を満たしていること。
3. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、6の区分ごとにそれぞれ２つ以上（生産性向上は３つ以上、うち一部は必須）取組みを行っていること。
4. 職場環境等の改善に係る取組について、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

上記の「見える化要件」に基づいた取組みは以下の通りです。

（入職促進に向けた取り組み）

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施。

（資質の向上やキャリアアップに向けた支援）

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入。
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保。

(両立支援・多様な働き方の推進)

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備。
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。
- ・有給休暇を取得しやすい環境の整備。
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮。

(腰痛を含む心身の健康管理)

- ・福祉・介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施。
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。

(生産性向上のための業務改善の取組)

- ・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化。
- ・5S 活動(業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備。
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。

(やりがい・働きがいの構成)

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。